平成２５年（フ）第９２号
島根県雲南市三刀屋町里坊304番地８
債務者　有限会社天喰通商
代表者代表取締役　天喰　克実
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山香代子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午前10時
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
山口県長門市仙崎299番地の１
債務者　株式会社サカキ
代表者代表取締役　酒井　博史
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午後３時
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１００号
富山県南砺市山見京願1739番地２　協同組合井波コミュニティプラザ内、商業登記簿上の本店所在地富山県南砺市井波3602番地１
債務者　杉木株式会社
代表者代表取締役　杉木　正士
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　寿雄
4　破産債権の届出期間　平成25年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時45分
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１１２号
静岡県富士市比奈475番地の７
債務者　紅林運送有限会社
代表者代表取締役　紅林　伸行
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿崎　博昭
4　破産債権の届出期間　平成25年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７５８号
京都市南区東九条下殿田町43番地　メルクリオ京都２階204号
債務者　株式会社ベルシード
代表者代表取締役　野本外喜夫
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彦惣　　弘
4　破産債権の届出期間　平成25年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
最後の住所岐阜県関市千疋725番地２
債務者　被相続人亡中村武夫相続財産
相続財産管理人　弁護士　浦田　益之
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　和人
4　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９７号
新潟県長岡市大山１丁目13番地12
債務者　株式会社のりきち
代表者代表取締役　長谷川弘志
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　　洋
4　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
広島市佐伯区海老山町９番６号
債務者　有限会社ファーズ
代表者代表取締役　吉岡　正人
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４号
北海道標津郡標津町字古多糠678番地
債務者　本多　　仁
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本井　孝史
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第４００号
仙台市太白区西中田７丁目６番28号　ロフティ西中田Ⅲ―206
債務者　國分　周二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋善由記
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
秋田県鹿角市花輪字上花輪267　菅原アパート７号室、前住所秋田県鹿角市尾去沢字下大屋布３番地、住民票上の住所栃木県小山市大字間々田1683番地15
債務者　Ａｔｏ坂井こと　坂井　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小津　充人
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第８０１号
京都府福知山市字猪崎1207番地の17
債務者　叙勲の丸正こと　濱　　豪
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　破産債権の届出期間　平成25年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
青森県弘前市大字城東中央５丁目２番地８　メゾンドエトワール１―Ｂ号
債務者　成田　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　航平
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
青森地方裁判所弘前支部